

難聴者補聴器購入費 助成事業を始めました

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴者に対して、円滑な社会生活の促進などを目的として、「大野城市難聴者補聴器購入費助成事業」を始めました。

●対象者 次の全てに当てはまる人

◇18歳以上

◇軽度・中等度の難聴

◇市町村民税非課税

●助成額 補装具費支給制度基準額の3分の2

●利用までの手順

①相談

福祉サービス課に相談

②医師の意見書を発行

補聴器の必要性について医師の診断を受け、意見書の発行を受ける。(意見書料は自己負担)

③見積書を発行

補聴器の販売業者から、見積書の発行を受ける。

④申請

福祉サービス課に意見書や見積書などを添えて申請する。

⑤交付券の発行

福祉サービス課から発行された交付券を受け取る。

⑥補聴器の購入

福祉サービス課から発行された交付券を受け取る。

●申請と問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当

☎(580)1852

☎(573)8083

業者から補聴器を購入する際に、交付券を提出する。

※補聴器価格から助成額を差し引いた額と意見書料が、自己負担となります。

●資格など

◇保育士資格または幼稚園教諭免許◇保育所・幼稚園・子育て施設などの実務経験あり

◇パソコン操作ができる◇普通自動車免許(A1限定可)

◇業務内容 ◇親子のひろば事業の運営◇育児相談 など

●勤務日 週5日(月～金曜日)、月に1～2回土曜日午前

●勤務時間 午前8時半～午後5時

●勤務場所 すこやか交流プラザ3階

●選考方法 ◇面接試験◇実技試験

●雇用期間 令和6年5月15日～令和7年3月31日

●試験日 4月21日(日)

※詳しくは、募集要項を確認

※申込書は、市ホームページからダ

ダウンロードしてください。

●申込期限 4月12日(金)(必着)

●申し込みと問い合わせ先

こども・若者政策課「T816・0932 瓦田4・2・1」

☎(580)1912

☎(580)1923

●新しく入居した皆さんへ

水道・下水道使用開始の手続きを

水道・下水道を使用するときは「水道・下水道使用開始届」の手続きが必要です。

●オンライン申請

◇郵送(入居部屋にある届出用紙に必要事項を記入する。)

◇口座振替の申し込みも、同じ用紙で手続きできます。

◇用紙がない場合は、問い合わせてください。

◇管理会社が水道料金・下水道使用料を請求するマンションなどの場合は、管理会社に問い合わせてください。

●問い合わせ先

料金施設課料金担当

☎(580)1923

4月30日(火)が 納期限です

◇固定資産税(第1期)

延滞金は

年
8.7%

※令和6年の割合です。

※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.4%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中

バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。



□口座振替が便利

市ホームページで申し込みます。

※一部対応していない金融機関があります。

●問い合わせ先

◇納付に関する事

納税課納税相談担当

☎(580)1975

◇口座振替に関する事

納税課納税管理担当

☎(580)1832

